

みどりのたより

健康保険組合

- ・平成25年度 予算のお知らせ … P2～P4
- ・平成24年度 特定健診受診状況及び
平成24年度 主婦ドック受診状況 …… P5

2013
SPRING

厚生年金基金

- ・平成25年度 予算のお知らせ …… P6～P7
- ・基金規約および基金規程の
一部変更について…………… P8～P10



健康保険料率が 1000分の7 下がりました

当健康保険組合では、平成22年度に健康保険料率を1000分の80から1000分の89に引き上げ運営して参りましたが、料率引き上げ以降当健康保険組合における前期高齢者医療費額が、比較的低い水準で安定的に推移したため、平成21年度には約5億円であった前期高齢者納付金(当健康保険組合が前高齢者医療制度のために国に納付する拠出金)が、平成24年度には約1億7,000万円となり25年度も前年度レベルを下回る見込みとなりました。

この納付金等の将来予測や保険料収入、医療給付費の増加等をあらためて総合的に推計した結果、本年度の保険料率を1000分の7引き下げさせていただくこととなりました。

今後、別途積立金の残額や、納付金・医療費の推移によっては、再度保険料率を引き上げなければならない時が来ると思いますが、できるだけ長い期間この保険料率を維持できるよう、効率よく組合の事業運営を図って参ります。尚、1000分の7のうち、1000分の4は事業主様、1000分の3は被保険者様分の引き下げに充当させていただきます。

兵庫トヨタ自動車健康保険組合 平成25年度 収入支出予算決定

過大な負担が続く高齢者医療制度と医療費の増加による厳しい財政状況が続き 6年連続赤字予算計上となりました

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の平成25年度収入支出予算を審議する第117回組合会が、平成25年2月14日(木)に兵庫トヨタ自動車(株)本社第1会議室で開催されました。

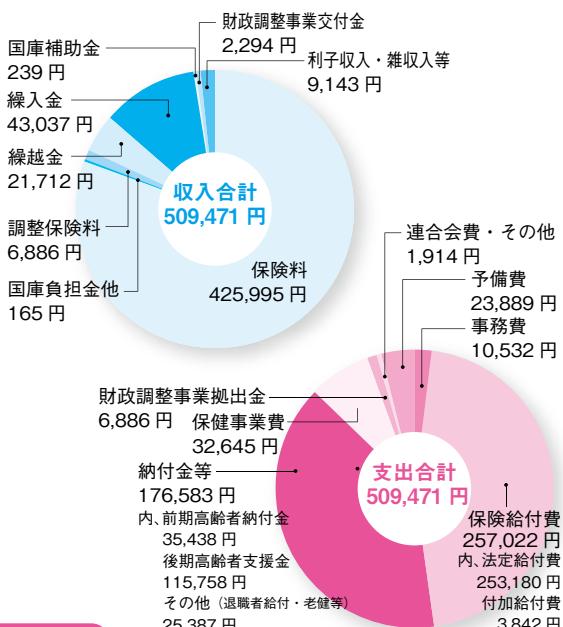
出席された24名の組合会議員の方々による審議が行われた結果、全議案が全議員の賛成により可決承認されました。

平成25年度収入支出予算概要

平成25年度 収入支出 予算概要	保 險 料	1,783,211 千円
	收 入	支 出
國 庫 負 担 金	693 千円	
調 整 保 險 料	28,826 千円	
縹 越 金	90,886 千円	
縹 入 金	180,152 千円	
國 庫 补 助 金	1,004 千円	
財 政 調 整 事 業 支 付 金	9,601 千円	
利 子 収 入・雜 収 入 等	38,273 千円	
収 入 合 計	2,132,646 千円	
經 常 収 入 合 計	1,823,177 千円	
事 務 費	44,088 千円	
保 險 給 付 費	1,075,895 千円	
法 定 給 付 費	1,059,813 千円	
付 加 給 付 費	16,082 千円	
納 付 金 等	739,176 千円	
前期高齢者納付金	148,343 千円	
後期高齢者支援金	484,562 千円	
その他(退職者給付・老健等)	106,271 千円	
保 健 事 業 費	136,650 千円	
財 政 調 整 事 業 拠 出 金	28,826 千円	
連 合 会 費・そ の 他	8,011 千円	
予 備 費	100,000 千円	
支 出 合 計	2,132,646 千円	
經 常 支 出 合 計	1,997,309 千円	
經 常 収 支 差 引 額	△ 174,132 千円	

経常収支差引額 1億7,413万2千円の赤字予算となりました。

被保険者1人当たりで見ると



① 心の相談室「ハートフレンド」のご案内

メンタルヘルスカウンセリング事業 (兵庫トヨタ自動車健康保険組合 委託先:ティーベック(株))

【健康保険の部】

●予算の基礎数値

- 被保険者数 4,187人
(男性 3,630人、女性 557人)
- 平均標準報酬月額 349,235円
(男性 368,353円、女性 221,260円)
- 総標準賞与額 4,612,766千円

- 被保険者平均年齢 38.32歳
(男性 39.44歳、女性 31.11歳)
- 被扶養者数 5,418人
(男性 1,816人、女性 3,602人)
- 保険料率 82.00／1,000
一般保険料率 80.70／1,000
(基本保険料率 47.30／1,000)
(特定保険料率 33.40／1,000)
調整保険料率 1.30／1,000

【介護保険の部】

●予算の基礎数値

- 第2号被保険者数 1,897人
(男性 1,806人、女性 91人)
- 特定被保険者数 90人
(男性 90人、女性 0人)

収入	項目	金額(千円)
	保 険 料	162,136
	繰 越 金	25,000
	繰 入 金	1
	合 計	187,137

- 平均標準報酬月額 410,206円
- 総標準賞与額 2,691,051千円
- 保険料率 13.00／1,000

支出	項目	金額(千円)
	介 護 納 付 金	167,341
	還 付 金	30
	積 立 金	19,766
	合 計	187,137

平成24年度の当健康保険組合の状況は、厳しい経済環境にも関わらず皆さま方のご努力により保険料収入が過去最高となりました。加えて組合が負担する前期高齢者納付金が、予算編成後に減額申請が認められて約1億6,800万円減額となったこともあり、5年ぶりに約6,000万円強の経常黒字が計上できる見込となっています。

しかしながら、現在の高齢者医療制度が続く限り健康保険組合への負担は増え続け、また医療費は年々増加しているという状況を踏まえて平成25年度の予算を組ませていただきました。

収入面では、保険料率の引き下げと被保険者数が前年度より減少するという予測から、保険料収入は前年実績見込から約1億8,500万円程度の減収を見込んでいます。準備金保有率の基準見直しがあり保有額を減額することができるため、別途積立金からの繰入は行いませんが、保健事業において自己負担金の増額や補助金の一部減額等を実施させていただきます。

支出面では、新たな保健事業としてドックを受診しない人への簡単な郵送式のがん検診を実施する他、昨年度実施した事業もできる限り継続していきたいと考えています。

事務費の削減等にも取り組んだ結果、経常収支差引額は前年予算から1億円余り減少し▲1億7,413万2千円となり、6年連続の赤字予算となりました。

【任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が決まりました。】

任意継続被保険者にかかる標準報酬月額について、当健康保険組合の平成24年9月末における全被保険者の報酬月額を平均した標準報酬月額は次の通りです。

標準報酬月額…340,000円、標準報酬日額…11,330円

この標準報酬月額は平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用します。

② このような悩みをお持ちではありませんか？

- 仕事に対して自信がなく集中もできない。以前はこんなことなかったのに…
- 人間関係で悩んでおり精神的にまいっているが、誰にも相談できない。



《平成25年度の主な保健事業》

◎人間ドックの申込方法を変更しました

従来の健保組合を通した予約申込を、ご本人が直接受診施設に対して行う形式に変更し、日程の確定や受診項目の詳細確認等がよりわかりやすくなりました。

受診できる施設や脳ドックを受けられる施設も増やしています。(本人ドックは申込受付終了、主婦ドックは現在申込受付中です。)

◎ドックを受診しない人に簡単な郵送式のがん検診を用意しました

ドックを受けたくない方や受診したくてできない方が、「大腸がん」と「子宮頸がん」について、自宅で簡単にできる郵送式のがん検診を受診していただけるようになりました。(本人分は申込受付終了、被扶養配偶者分は現在申込受付中です。)

◎35歳未満の女性被保険者と被扶養者である奥様に、郵送型の子宮がん検査を実施します

昨年に引き続き子宮頸がんの予防対策として、自己採取方式の郵送検査を実施します。(6月頃にご案内させていただく予定です。)

◎インフルエンザ予防接種受けていただいた費用の一部を補助します

被保険者・被扶養者の方がインフルエンザの予防接種を受けられた時に、費用のうちお一人1,000円を上限として健保組合が後日補助します。(10月頃にご案内させていただく予定です。)

◎定期検診時にクレアチニン検査・PSA検査を実施します

ドックを受診しない被保険者について、秋の定期検診時に腎機能の状態を診る「クレアチニン検査」を、50才以上の男性については前立腺の状態を診る「PSA検査」を実施します。(採血した血液で検査するので、受診の手間は変わりません。)

有馬みどり荘からのお知らせ

☆昨年4月にOBの方にもご利用いただけるよう利用規程を変更させていただいた結果、年間を通して12組78名の方がご利用になりました。

☆「受動喫煙の防止等に関する条例(兵庫県)」が、4月1日に施行されたことに伴い、有馬みどり荘では10月1日以降「区域分煙措置」をとらせていただく予定となっています。喫煙は新たに設置される「喫煙コーナー(屋外)」でのみ可能となりますので、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

インフルエンザ予防接種補助事業 利用者数

平成24年10月～25年1月に、インフルエンザの予防接種を受けた被保険者・被扶養者の方に対して、1人2,000円を上限として補助金を支給しました。今回はインフルエンザの大流行はみられなかつたため利用者は予測を大きく下回り、補助金の支給総額は予算額を大幅に下回る結果となりました。

利用率では、被扶養者が被保険者のほぼ2倍の利用実績となっています。

(対象者数は平成24年10月31日現在)

事業所	被保険者			被扶養者			全加入者		
	対象者	利用者数	利用率	対象者	利用者数	利用率	対象者	利用者数	利用率
兵庫トヨタ自動車	974	154	15.8%	1,295	386	29.8%	2,269	540	23.8%
神戸トヨペット	957	130	13.6%	1,285	333	25.9%	2,242	463	20.7%
トヨタカローラ兵庫	319	39	12.2%	481	146	30.4%	800	185	23.1%
ネッツトヨタ神戸	295	41	13.9%	386	126	32.6%	681	167	24.5%
トヨタカローラ姫路	321	62	19.3%	422	133	31.5%	743	195	26.2%
ネッツトヨタ兵庫	453	47	10.4%	546	144	26.4%	999	191	19.1%
トヨタレンタリース兵庫	201	17	8.5%	184	49	26.6%	385	66	17.1%
トヨタエルアンドエフ兵庫	217	22	10.1%	274	59	21.5%	491	81	16.5%
兵庫トヨタ健保組合	4	0	0.0%	2	0	0.0%	6	0	0.0%
兵庫トヨタマリン	8	0	0.0%	6	0	0.0%	14	0	0.0%
ネッツトヨタグナ神戸	212	25	11.8%	291	72	24.7%	503	97	19.3%
兵庫トヨタサービス	6	0	0.0%	5	0	0.0%	11	0	0.0%
トヨタレンタリース神戸	157	12	7.6%	99	28	28.3%	256	40	15.6%
ジエームス神戸	7	0	0.0%	3	0	0.0%	10	0	0.0%
サンワテクノクラフト	32	4	12.5%	28	9	32.1%	60	13	21.7%
任意継続者	68	12	17.6%	63	10	15.9%	131	22	16.8%
全事業所計	4,231	565	13.4%	5,370	1,495	27.8%	9,601	2,060	21.5%



●職場の部下(同僚)の様子がおかしく気になっているが、どう接したら良いのかわからない。
●子どもが心の不調を抱えているようだが、うまく声がかけられない。

等々

そんな方は次ページをご覧ください。



平成24年度特定健診受診状況と特定保健指導対象者

平成24年度は、厚生労働省の進める第1次5カ年計画の最終年度です。暫定値ではありますが、健診受診率は77.1%と目標の80%に近づき、「積極的支援」および「動機づけ支援」該当者は前年度から4.0ポイント改善し、受診者の24.7%に減少しています。21年度から続けてきた特定保健指導の効果が現れてきたものと考えています。24年度の指導もスタートしていますが、利用されている方は前向きに取り組み、生活習慣の改善を図っていただきますようお願いします。

平成24年度 特定健診結果 (24年度途中の加入・脱退者を除いた厚労省への報告ベース)

(平成25年2月28日現在)

事業所	対象者数	受診者計	受診率	要指導者数 (S+D)	構成比 (受診者内)	保健指導 利用予定者	保健指導 利用率	積極的 支援 (S)	構成比 (受診者内)	保健指導 利用予定者	動機づけ 支援	構成比 (受診者内)	保健指導 利用予定者
兵庫トヨタ自動車	481	480	99.8%	143	29.8%	10	7.0%	108	22.5%	8	35	7.3%	2
神戸トヨペット	447	426	95.3%	121	28.4%	22	18.2%	88	20.7%	17	33	7.7%	5
トヨタカローラ兵庫	163	162	99.4%	44	27.2%	39	88.6%	31	19.1%	27	13	8.0%	12
ネッツトヨタ神戸	116	112	96.6%	34	30.4%	10	29.4%	30	26.8%	9	4	3.6%	1
トヨタカローラ姫路	146	146	100.0%	43	29.5%	15	34.9%	35	24.0%	13	8	5.5%	2
ネッツトヨタ兵庫	159	154	96.9%	42	27.3%	14	33.3%	30	19.5%	10	12	7.8%	4
トヨタレンタリース兵庫	66	66	100.0%	23	34.8%	4	17.4%	18	27.3%	3	5	7.6%	1
トヨタエルアンドエフ兵庫	103	102	99.0%	31	30.4%	5	16.1%	23	22.5%	3	8	7.8%	2
健康保険組合	3	3	100.0%	0	0.0%	0	—	0	0.0%	0	0	0.0%	0
兵庫トヨタマリン	5	5	100.0%	1	20.0%	0	0.0%	1	20.0%	0	0	0.0%	0
ネッツトヨタゾナ神戸	82	79	96.3%	29	36.7%	14	48.3%	19	24.1%	10	10	12.7%	4
兵庫トヨタサービス	6	5	83.3%	1	20.0%	0	0.0%	1	20.0%	0	0	0.0%	0
トヨタレンタリース神戸	31	27	87.1%	8	29.6%	1	12.5%	5	18.5%	1	3	11.1%	0
サンワテクノクラフト	11	11	100.0%	1	9.1%	0	0.0%	1	9.1%	0	0	0.0%	0
任意継続者	66	57	86.4%	10	17.5%	0	0.0%	3	5.3%	0	7	12.3%	0
被扶養者	1,027	448	43.6%	33	7.4%	0	0.0%	10	2.2%	0	23	5.1%	0
合計	2,912	2,283	78.4%	564	24.7%	134	23.8%	403	17.7%	101	161	7.1%	33

平成24年度 主婦ドック 事業所別受診状況

平成24年度主婦ドックは昨年8月から12月に実施しました。対象年齢を35歳以上に限定したため受診者数は若干減少しましたが、巡回健診も含めた受診率は前年を9.0%上回っています。また、乳がん検査を標準項目とした結果、この検査の受診率は前年の71.4%から94.1%に大幅に向上しました。

平成25年度主婦ドックは、次期を早めて5月から受診可能となり、現在申込を受け付けています。

主婦ドック 事業所別集計表

(1月末 受診ベース)

事業所	対象 人数	平成23年度				平成24年度							
		主婦ドック				対象人数 (8/20現在)	主婦ドック・巡回健診						
		受診者	内巡回健診	受診率	乳がん受診率		受診者	内巡回健診	受診率	前年差	乳がん検査	乳がん受診率	前年差
兵庫トヨタ自動車	447	136	28	30.4%	75.7%	334	124	20	37.1%	+6.7%	122	98.4%	+22.7%
神戸トヨペット	432	116	18	26.9%	69.8%	333	121	15	36.3%	+9.5%	114	94.2%	+24.4%
トヨタカローラ兵庫	176	57	10	32.4%	73.7%	141	55	9	39.0%	+6.6%	51	92.7%	+19.0%
ネッツトヨタ神戸	130	38	11	29.2%	60.5%	107	40	3	37.4%	+8.2%	36	90.0%	+29.5%
トヨタカローラ姫路	153	54	9	35.3%	70.4%	118	52	8	44.1%	+8.8%	47	90.4%	+20.0%
ネッツトヨタ兵庫	180	31	10	17.2%	71.0%	118	35	13	29.7%	+12.4%	33	94.3%	+23.3%
トヨタレンタリース兵庫	64	23	4	35.9%	56.5%	48	25	4	52.1%	+16.1%	24	96.0%	+39.5%
トヨタエルアンドエフ兵庫	96	29	12	30.2%	79.3%	75	29	11	38.7%	+8.5%	27	93.1%	+13.8%
健康保険組合	4	2	0	50.0%	50.0%	2	0	0	0.0%	▲50.0%	0	0.0%	▲50.0%
兵庫トヨタマリン	5	0	0	0.0%	—	3	0	0	0.0%	0%	0	0.0%	—
ネッツトヨタゾナ神戸	99	25	5	25.3%	76.0%	72	25	5	34.7%	+9.5%	23	92.0%	+16.0%
兵庫トヨタサービス	3	1	0	33.3%	100.0%	3	1	0	33.3%	0%	1	100.0%	0%
トヨタレンタリース神戸	34	11	3	32.4%	54.5%	20	10	3	50.0%	+17.6%	9	90.0%	+35.5%
サンワテクノクラフト	14	8	1	57.1%	50.0%	8	5	0	62.5%	+5.4%	4	80.0%	+30.0%
任意継続者	57	14	0	24.6%	92.9%	52	20	0	38.5%	+13.9%	19	95.0%	+2.1%
合計	1,894	545	111	28.8%	71.4%	1,434	542	91	37.8%	+9.0%	510	94.1%	+22.7%

※乳がん受診率 = (マンモグラフィー受診者数 + 乳腺エコー受診者数) ÷ ドック・巡回健診受診者数

④ 電話でのご相談は **0120-150-251** 9:00~22:00(年中無休) (兵庫トヨタ自動車健康保険組合「ハートフレンド」専用番号です)
Webでのご相談は <https://t-pec.jp/websoudan/> (24時間・年中無休) ユーザー名: hyogotoyota パスワード: 150251

兵庫トヨタ自動車厚生年金基金

平成25年度 予算のお知らせ

去る2月14日(木)に開催された第117回代議員会におきまして、提出された全議案は、いずれも原案どおり可決承認されましたのでお知らせします。

提出された議案

- 第1号議案 平成25年度事業計画(案)
- 第2号議案 同 予算(案)
- 第3号議案 財政再計算結果に伴う基金規約の一部変更について
- 第4号議案 財政運営基準の変更に伴う基金規程の一部変更について
- 第5号議案 設立事業所の減少について
- 第6号議案 年金確保支援法の施行に伴う基金規約の一部変更について
- 第7号議案 ガイドライン通知の変更に伴うもの
 - ①「厚生年金基金の役職員の職務に係る倫理に関する規程」の新設
 - ②政策的資産構成割合の策定義務化に伴う基金規約一部の変更
 - ③「資産運用委員会設置規程」の一部変更

年金経理

年金の給付や掛金の徴収、年金資産の運用損益などを処理する会計 (単位:千円)

●予定損益計算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

費用勘定		収益勘定	
科目	推計額	科目	推計額
年金給付費	1,150,000	掛金等収入	1,150,000
移換金	52,000	受換金	1,000
離婚分割移換金	1,000	政府負担金	62,000
拠出金	1,000	当期運用収益	794,000
固有の信託報酬	63,000	責任準備金(プラスアルファ部分) 減少額	689,000
業務委託費	14,000	最低責任準備金減少額	0
指定年金数理人費	1,000	最低責任準備金調整額 減少額	0
責任準備金(プラスアルファ部分) 増加額	0		
最低責任準備金増加額	956,000		
最低責任準備金調整額増加額	51,000		
当年度剩余金	407,000		
計	2,696,000	計	2,696,000

●予定貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

資産勘定		負債勘定	
科目	推計額	科目	推計額
流動資産	202,000	流動負債	40,000
預貯金	94,000	未払運用報酬等	32,000
未収掛金	96,000	未払業務委託費	7,000
未収受換金	1,000	未払指定年金数理人費	1,000
未収政府負担金	11,000	支払備金	210,000
固定資産	17,934,000	未払給付費	192,000
信託資産	17,934,000	未払移換金	18,000
		責任準備金	16,276,000
		責任準備金(プラスアルファ部分)	1,313,000
		最低責任準備金	15,741,000
		最低責任準備金調整額	△ 778,000
		基本金	1,610,000
		別途積立金	1,203,000
計	18,136,000	当年度剩余金	407,000
		計	18,136,000

予算策定期の運用利回りについて

年金経理の運用収益の基となる信託資産の運用利回りにつきましては、予算策定期点の委託先信託銀行3行の期末予想を参考に設定いたしました。

・平成24年度 7.00%

・平成25年度 4.25%

年金経理の主な用語説明

- 年金給付費 受給者にお支払いする年金額
- 移換金 / 受換金 基金を脱退した人や、基金に再加入した人の年金の原資を、基金と企業年金連合会でやりとりする額
- 固有の信託報酬 年金資産を運用する信託銀行に支払う手数料
- 指定年金数理人費 指定年金数理人の診断や助言をうけるための費用
- 政府負担金 年金の支払いにかかる費用のうち、国から交付される額

- 流動資産 預貯金と当年度分の掛金収入などで、入金が翌年度になるもの
- 固定資産 年金の支払いのために、運用機関で運用されている年金資産
- 流動負債 当年度分の費用のうち、支払いが翌年度になるものの上乗せ部分の債務
- 責任準備金(プラスアルファ部分)
- 最低責任準備金 国の年金の代行部分の債務
- 最低責任準備金調整額 厚生年金本体の実績利回りの適用時期のズレを調整する額

業務経理業務会計

基金の業務運営に必要な経費を処理する会計 (単位:千円)

●予定損益計算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

費用勘定		収益勘定	
科目	推計額	科目	推計額
事務費	21,365	事務費掛金	16,800
代議員会費	100	受取利息及び配当収入	20
業務委託費	130	当年度不足金	8,320
福祉施設会計への繰入金	2,790		
雑支出	755		
計	25,140	計	25,140

●予定貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

資産勘定		負債勘定	
科目	推計額	科目	推計額
流動資産	55,170	流動負債	2,272
預貯金	53,770	引当金	2,272
未収事務費掛金	1,400	基本金	61,218
基本金	8,320	繰越剩余额	61,218
当年度不足金	8,320		
計	63,490	計	63,490

業務経理福祉施設会計

基金の加入員・受給者に対する福祉に必要な経費を処理する会計 (単位:千円)

●予定損益計算書

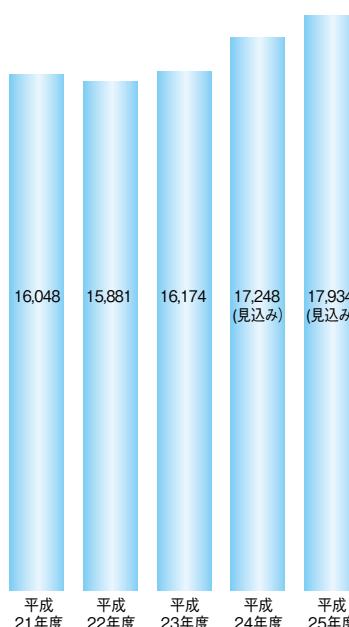
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

費用勘定		収益勘定	
科目	推計額	科目	推計額
事務費	1,240	業務会計からの受入金	2,790
福祉施設費	1,530		
雑支出	20		
計	2,790	計	2,790

過去の実績と平成24年度・25年度の見込み

●年度末信託資産

(単位:百万円)



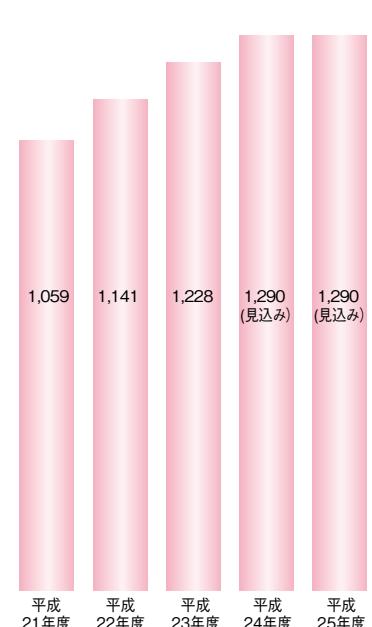
●年間掛金等収入と年間年金給付費

(単位:百万円)



●年金受給者の推移

(単位:人)



基金規約・基金規程の新設および一部変更について

財政再計算結果に伴う基金規約の一部変更について

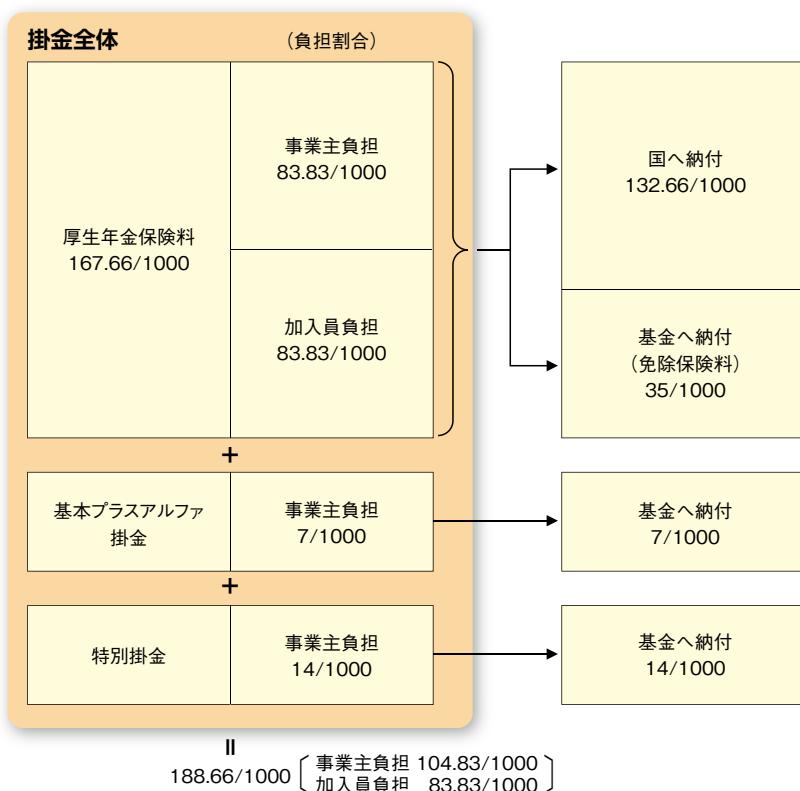
平成24年9月24日開催の第115回代議員会第4号議案として、当基金の「財政再計算結果および繰越不足金の解消について」を上程いたしました。この中で、不足金23億1,879万9,346円は全額解消し、これまでの未償却過去勤務債務残高に新たな不足金を組み入れた28億5,245万9,000円を平成25年4月から19年間で償却すること。このための特別掛金率を従来の「1000分の10」から「1000分の14」に引き上げることについて全代議員の賛成により議決いたしました。

今回の規約変更は、平成25年4月1日からの特別掛金を、加入員の報酬標準給与の月額に「1000分の14を乗じて得た額」にするというものです。

なお、今回の規約変更は厚生労働大臣宛の認可申請となります。

《ご参考》掛金負担割合および納付の流れ

平成25年4月分から



◆免除保険料とは

給付のうち、国に代わって行う代行給付(老齢厚生年金の一部=物価スライド部分を除く報酬比例部分)に必要な保険料のことであり、国に納める厚生年金保険料が免除され、上乗せ給付分の保険料とともに基金へ払い込まれる仕組みとなっています。

◆基本プラスアルファ掛金とは

老齢厚生年金に基金独自のプラスアルファ給付を行うための財源に対する掛金のことです。

◆特別掛金とは

将来の給付に対する基金の積立不足を解消するための掛金のことです。なお、賞与時には拠出願っておりません。

●事業主にご負担いただいている掛金

・基本プラスアルファ掛金

毎月の給与の額(報酬標準給与月額)および賞与時(標準賞与額)に千分の7を拠出いただいている。これは将来、皆さまが年金を受けるときに基金独自の上乗せ給付を行うための財源となります。

・特別掛金

将来の給付に対する基金の積立不足を解消し、安定化を図るために掛金で、平成15年4月分の給与(報酬標準給与月額)から千分の10を拠出いただきましたが、上の図のとおり、今年4月分の給与(報酬標準給与月額)からは、千分の14を拠出いただくことになります。

・このように、基金独自の上乗せ給付を行うため、また、基金の安定化のために、給与時に千分の21、賞与時には千分の7を事業主にご負担いただいている。

財務及び経理に関する規程の変更

これは、平成23年度に議論された内容で、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正に関する中で、「財務諸表の簡素化・透明化」の観点から改正される事項となります。

具体的には、平成24年1月31日付で、平成8年6月27日付通知「厚生年金基金の財政運営について」が一部改正されたことに伴い、平成24年度決算から勘定科目の一部が変更されます。

このため、当基金の「財務及び経理に関する規程」の別表（勘定科目表）について変更しました。

設立事業所の減少について

当厚生年金基金の設立事業所である「サンメイト商事株式会社」および「株式会社ジェームス神戸」の加入員がゼロとなる全喪事業所となりました。

両社は事業を清算されることになり、今後新たな加入員を見込めなくなったため、両社を当厚生年金基金の設立事業所から削除するものです。

これに伴い、当基金規約「別表第1」、「別表第2」から両事業所を削除いたします。

なお、「脱退時特別掛金」につきましては、附則第5条および第6条の定めにより、平成24年3月31日基準で実施されました「財政再計算」後の数値で計算を行っています。

また、当議案「設立事業所の減少について」は、平成25年2月14日開催の第117回代議員会において議決されましたので、同日付で「脱退時特別掛金」を該当の清算会社に請求させていただき、2月末には当基金宛の入金を確認しています。

年金確保支援法施行に伴う基金規約の一部変更について

●現況届及び業務の委託に関する規約の変更

平成24年10月1日付で厚生年金基金規則の一部^{*1}が改正され、同日付で公布・施行されました。具体的には、基金は、受給権者の生存に関する書面を受給権者から受領しなければならないこととされていましたが、受給権者の生存に関する情報を「住民基本台帳ネットワークシステム」から情報提供を受け、生存が確認できた方については、生存に関する書面（現況届^{*2}）を受領の対象から除くこととするものです。

現状の流れでは、総幹事行には案内書発送のコストなどが掛かっており、また、受給権者の皆さんにも返信用ハガキの切手代もご負担いただいております。併せて、当基金の事務処理にも大きな負担となっており、これらを改善する効果が期待できます。

この規約変更は、厚生労働大臣宛の認可申請となります。

また、「住基ネット」から情報提供を受けるために、「企業年金連合会」との間で業務委託契約を交わしました。

*1.厚生年金基金規約第24条（生存に関する書面の提出）

厚生年金基金規約第74条（企業年金連合会の準用規程）

*2.現況届とは

当基金の例をあげますと、年金受給者の皆さんに対して、年一回誕生日の前月に総幹事行である三井住友信託銀行から封書で案内しており、同封された返信用ハガキに住所・氏名・生年月日などを記入のうえ、返送いただく届出書となります。いわゆる生存確認の手段といえます。

ガイドライン通知の変更に伴うもの

今回の改正は、AIJ問題を契機として設置された「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」での審議を経て、平成24年7月にまとめられた報告書を元に、資産運用規制の在り方について見直しが行われたものです。

平成24年9月26日付で厚生労働省通知が発出され、その項目は多岐に渡っておりますが、今回はその中で当基金として変更・追加が必要と考えられる規約・規程を変更するものです。その内容については、以下のとおりとなります。

① 厚生年金基金の役職員の職務に係る倫理に関する規程の新設

平成24年9月26日付厚生労働省通知「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」が一部改正となり、基金の役職員の職務に係る倫理に関する規程を設けることになりました。

この改正は、国のガイドライン「(公務に従事する者としての行為)」に『基金は、公的年金制度の一部を代行する公共性の高い事務を行ものであることにかんがみ、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)に準拠して基金の役職員の職務に係る倫理に関する規程を定めなければならない。』の一文が新たに規定されたことによるものです。

② 政策的資産構成割合の策定義務化に伴う基金規約の一部変更

平成24年9月26日付厚生労働省通知「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」が一部改正となり、努力義務となっている政策的資産構成割合(アセットミックス)の策定が平成25年4月1日から義務化されました。

当基金は、以前より政策的資産構成割合を定めておりますが、基金規約には、政策的資産構成割合の策定が義務化されていない規定となっていますので、これを義務化の規定に変更するものです。

なお、当規約変更は、近畿厚生局長宛の認可申請となります。

③ 資産運用委員会設置規程の一部変更

平成24年9月26日付厚生労働省通知「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」が一部改正となりました。

一点目は『専門的知識及び経験を有するものを構成員に加えなければならない』旨、規定されました。構成員の定義が定められておらず、新たな運用の詳細は未定ですが、平成25年4月1日からの施行となるため、当基金の「資産運用委員会設置規程」に追加しました。

二点目は『議事を記録・保存し、その概要を直近の代議員会に報告しなければならない』旨、規定されました。現在の規程において、「記録・保管」について規定していますが、「報告」の規定がありませんので、規定するように変更しました。

詳しくは当厚生年金基金のホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin-kikin.jp/hyogo-toyota/>



皆さんの写真を 「みどりのたより」に掲載しませんか

現在、健康保険組合と厚生年金基金からのお知らせとして、年間4回皆様のお手元にお届けしています。今後、この冊子の表紙を飾る写真を皆様から募集させて頂く、優秀作品を使用させて頂きます。

皆様がお持ちの「春・夏・秋・冬」各号にふさわしい写真のご提供をお願いします。

今回募集しますのは、「夏号」(7月下旬発行予定)の写真です。〔夏号応募締切日：6月29日(土)必着〕

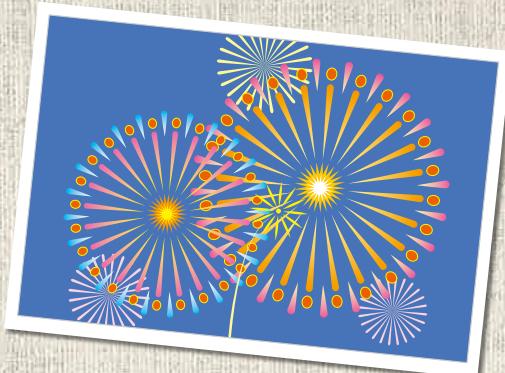
応募規定

- ①ご応募点数は各回ごとに、お1人一点です。(2L判サイズ)
- ②被保険者、被扶養者が撮影された写真。
(デジタルデータは、掲載が決まった時点で提出をお願いします。)
- ③未発表作品(他の写真展等で入選していない作品)に限ります。
- ④被写体に人物等が入っている場合、応募に関しては必ずご本人(被写体)の承諾を得てください。
又、被写体が未成年者の場合は、親権者承諾が必要です。
- ⑤以下の情報について作品の裏面にご記入ください。
(撮影者名・年齢・事業所名・所属・連絡先・撮影日・撮影場所)
- ⑥応募時に記載された個人情報は、作品に関する掲載の目的以外には使用しません。
- ⑦採用された方のお名前掲載については、任意とさせて頂きます。作品採用時に相談させて頂きます。
- ⑧写真は、「兵庫トヨタ自動車健康保険組合 写真募集係」へ送付ください。

応募が多数の場合は、組合で選考させて頂きます。

写真を使用させて頂きました方には、謝礼として記念品をお渡しします。

応募頂きました写真・データにつきましては、返却させて頂きます。



撮影者	田中祐一様
事業所	トヨタカローラ姫路株式会社
撮影場所	岡山県真庭市醍醐桜